

令和4年1月24日

保護者 様

安城市立桜井小学校長
鈴木 佳樹

「まん延防止等重点措置」に伴う本校の対応について

厳寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1月21日より、愛知県に「まん延防止等重点措置」が実施されました。これに伴い、本校では下記の通り対応します。

今後も、児童が安心・安全に学校生活を送ることができるように努めてまいります。保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 登校等について

- お子さまに、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校を控えてください。
- 同居の家族等で発熱等の風邪症状がある場合も、お子さまの登校を控えてください。
- 同居の家族等が濃厚接触者に特定されている場合は、検査でそのご家族の陰性が判明するまで、お子さまの登校を控えてください。
- お子様に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控え受診することを検討してください。
- 発熱等の症状で早退する場合、小中学校在籍の兄弟姉妹も早退をお願いします。

2 臨時休業等の判断について

以下を参考に、安城市教育委員会及び学校医の指導を受け、お知らせします。

臨時休業の判断基準

【学級閉鎖】（土日祝を含めた5～7日程度を目安）

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①感染者が複数判明した場合

②感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数いる場合

④その他、必要と判断した場合

※感染者の感染経路が明らかに学校と関係ない家庭内感染などの場合は、学級閉鎖を実施しないことが考えられます。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

3 その他

○新型コロナウイルスへの感染が心配なため、登校を控えさせたいという場合につきましては、「欠席」とせず「出席停止」とするなど、柔軟に対応します。

【問い合わせ：桜井小学校 教頭（長友） 電話 99-2201】